

第66期

定時株主総会

招集ご通知

開催概要

日 時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館

目次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	10
計算書類等	31
監査報告	37



株主の皆様へ

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大にご留意いただき、本年は、健康状態にかかわらず、書面による議決権の事前行使を強く推奨いたします。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方、乳幼児同伴の方におかれましては、無理をなさらずに、書面による議決権の事前行使を強く推奨いたします。

【来場される株主様へのお願い】

- ・今後の状況変化により、株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.wdi.co.jp>) にてお知らせいたします。本株主総会へご出席される株主様におかれましては、事前に当社ウェブサイトをご覧いただきますようお願い申しあげます。
- ・ご来場される株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用などの感染予防にご配慮いただきますよう、お願い申しあげます。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフよりお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

【当社の対応について】

- ・当社取締役ならびに監査役は、状況により株主総会開催中のご報告や質疑応答においてもマスクを着用させていただく場合がございますのでご了承願います。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力いただけますよう、お願い申しあげます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますよう、お願い申しあげます。
- ・本年は、新型コロナウイルス感染防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

証券コード 3068
2020年6月8日

株主各位

東京都港区六本木五丁目5番1号
株式会社 WDI
代表取締役社長 清水謙

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第66期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

○株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.wdi.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

○新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、上記インターネット上の当社ウェブサイトを必ずご確認いただきますようお願ひいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の追加を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	(目的) 第2条（現行どおり）
①～⑯（条文省略） (新設)	①～⑯（現行どおり） ⑰ <u>インターネットを利用した通信販売、電子商取引による店舗経営</u>
⑰ 前各号に付帯関連する一切の業務	⑰（現行どおり）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役 清水洋二、清水謙、佐々木智晴及び中谷巖の各氏が、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	在任期間	取締役会出席状況
1	清水 洋二 し み ず よ う じ	取締役会長	49年	15 / 15
2	清水 謙 し み ず け ん	代表取締役社長	22年	15 / 15
3	佐々木 智晴 さ さ き とも は る	取締役 管理本部本部長	14年	15 / 15
4	中谷 巖 な か た に い わ お	社外取締役	17年	14 / 15

候補者番号

1

し み ず よ う じ
清水 洋二

生年月日 1941年1月26日 (79歳)

所有する当社の株式の数 … 1,006,740株
 在任期間 … 49年

取締役会出席状況 … 15/15回 (100%)
 当社における地位・担当 … 取締役会長

略歴
 1963年 4月 東急不動産株式会社 入社
 1969年 4月 中央興行株式会社 入社
 同社 代表取締役
 1971年 5月 当社 代表取締役社長

1979年 8月 WDI International, Inc.取締役 (現任)
 2000年10月 当社 代表取締役会長兼C.E.O.
 2008年 6月 当社 取締役会長 (現任)
 2017年 6月 株式会社WDI JAPAN 取締役

重要な兼職の状況

WDI International, Inc. 取締役

■取締役候補者とした理由

清水洋二氏は、創業当初より当社の経営に携わり、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

■候補者と当社との間の特別の利害関係について

清水洋二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

し み ず け ん
清水 謙

生年月日 1968年6月23日 (51歳)

所有する当社の株式の数 … 148,800株
在任期間 … 22年

取締役会出席状況 … 15/15回 (100%)
当社における地位・担当 … 代表取締役社長

略歴

1992年 4 月	株式会社さくら銀行 入行	2009年12月	株式会社WDI JAPAN 代表取締役 (現任)
1993年 6 月	Soken Corp. 代表取締役社長 (現任)	2011年 8 月	味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事長 (現任)
1998年 5 月	当社 入社 取締役	2014年 1 月	株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 代表取締役 (現任)
2002年 7 月	WDI International, Inc.取締役 (現任)	2018年 6 月	株式会社プロネクサス 社外取締役 (現任)
2003年 4 月	当社 代表取締役社長兼C.O.O.	2019年 1 月	WDI UK Ltd. 取締役 (現任)
2003年12月	P.T. WDI Indonesia コミッショナー (現任)	2019年 3 月	株式会社FUJIN TREE JAPAN 代表取締役 (現任)
2008年 6 月	当社 代表取締役社長 (現任)		

重要な兼職の状況

株式会社WDI JAPAN 代表取締役、WDI International, Inc. 取締役、P.T. WDI Indonesia コミッショナー
味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事長、WDI UK Ltd. 取締役、
株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 代表取締役、株式会社プロネクサス 社外取締役

■取締役候補者とした理由

清水謙氏は、2003年より当社の代表取締役社長として、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

■候補者と当社との間の特別の利害関係について

清水謙氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

さ さ き と も は る
佐々木 智晴

生年月日 1966年11月10日 (53歳)

所有する当社の株式の数 … 3,100株

取締役会出席状況 … 15/15回 (100%)

在任期間 … 14年

当社における地位・担当 … 取締役

管理本部本部長

略歴

1989年 4 月	株式会社太陽神戸銀行 入行	2009年 12月	株式会社WDI JAPAN 取締役 (現任)
2000年 3 月	株式会社シュウウエムラシステム 入社	2011年 8 月	味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事 (現任)
2001年 2 月	当社 入社	2014年 1 月	株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 監査役 (現任)
2003年 4 月	当社 執行役員 当社 管理本部本部長 (現任)	2019年 3 月	株式会社FUJIN TREE JAPAN 監査役 (現任)
2006年 6 月	当社 取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

株式会社WDI JAPAN 取締役、味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事、

株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 監査役

■取締役候補者とした理由

佐々木智晴氏は、金融機関で培った豊富な経験とともに、2003年より管理本部本部長を務め、2006年より当社取締役として経営に携わっております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

■候補者と当社との間の特別の利害関係について

佐々木智晴氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

なかたに いわお
中谷 巖

生年月日 1942年1月22日 (78歳)

所有する当社の株式の数 … 2,000株
在任期間 … 17年

取締役会出席状況 … 14/15回 (93.3%)
当社における地位・担当 … 取締役

略歴

1965年 4月	日産自動車株式会社 入社	2000年10月	アスクル株式会社 取締役
1971年 7月	ハーバード大学 経済学部助手	2001年 4月	多摩大学 学長
1973年 7月	同大学 経済学部講師及び研究員		同大学 教授
1974年 7月	大阪大学 経済学部助教授		同大学 ルネッサンスセンター長
1984年 4月	同大学 経済学部教授	2003年 3月	当社 社外取締役 (現任)
1991年10月	一橋大学 商学部教授	2005年 6月	富士火災海上保険株式会社 取締役
1999年 6月	ソニー株式会社 取締役	2007年 4月	株式会社スカパーJSATホールディングス 社外取締役 (現任)
1999年 7月	多摩大学 経営情報学部教授	2010年 4月	一般社団法人不識庵 理事長
2000年 4月	株式会社三和総合研究所 (現三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社) 理事長	2018年 4月	株式会社不識庵 代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社不識庵 代表取締役、株式会社スカパーJSATホールディングス 社外取締役

■社外取締役候補者とした理由

中谷巖氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、学識者や経営者としての豊富な経験と知見を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者といたしました。

■独立性について

当社は、中谷巖氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

■責任限定契約について

当社と社外取締役候補者中谷巖氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

■候補者と当社との間の特別の利害関係について

中谷巖氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役加久田乾一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふじもと こういち 藤本 幸一	新任	生年月日 1955年2月6日 (65歳)
---------------------------	----	----------------------

所有する当社の株式の数	… 一株	取締役会出席状況	… 一回
在任期間	… 一年	当社における地位	… -

略歴	1977年4月 株式会社東京銀行 入行	2010年7月 同社 執行役員
	1991年2月 東京銀行信託会社 (ニューヨーク)	2015年4月 同社 上席執行役員
	2001年9月 東京三菱銀行 相模原支社長	2016年9月 同社 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
	2007年1月 株式会社日本格付研究所 入社	

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

■社外監査役候補とした理由

藤本幸一氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、他社においてコンプライアンス、リスク管理等の責任者を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

■独立性について

藤本幸一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏が選任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定する予定であります。

■責任限定契約について

藤本幸一氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

■候補者と当社との間の特別の利害関係について

藤本幸一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の緩やかな改善がみられましたが、相次ぐ自然災害や消費税増税に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により消費が落ち込むなど、景気の先行きは予断を許さない状況となっております。

海外経游においても、新型コロナウイルスの世界的な流行により、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、原材料費の高騰や人件費の上昇に加え新型コロナウイルスの感染拡大で急速に消費マインドが冷え込むなど、非常に厳しい経営環境が続くものと認識しております。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画の定性目標でもある「眞のグローバル企業へ」を実現すべく、海外での店舗展開と訪日観光客へのインバウンド対応に注力してまいりました。また、「既存店舗の売上予算達成」「国内及び海外における新規店舗の開業」「VISION 2020の達成に向けた取組み」について重点的に取り組んでまいりました。

新規出店につきましては、国内では「カプリチョーザ」を松戸市のテラスモール松戸に1店舗、「ハードロックカフェ」を京都市の祇園白川に1店舗、「ティム・ホー・ワン」を渋谷区の新宿サザンテラスに1店舗出店いたしました。また、「ウルフギャング・ステーキハウス」を港区の北青山に1店舗出店いたしました。加えて、国内新業態として台湾料理店「フージンツリー」を中央区のコレド室町テラスに1店舗出店いたしました。

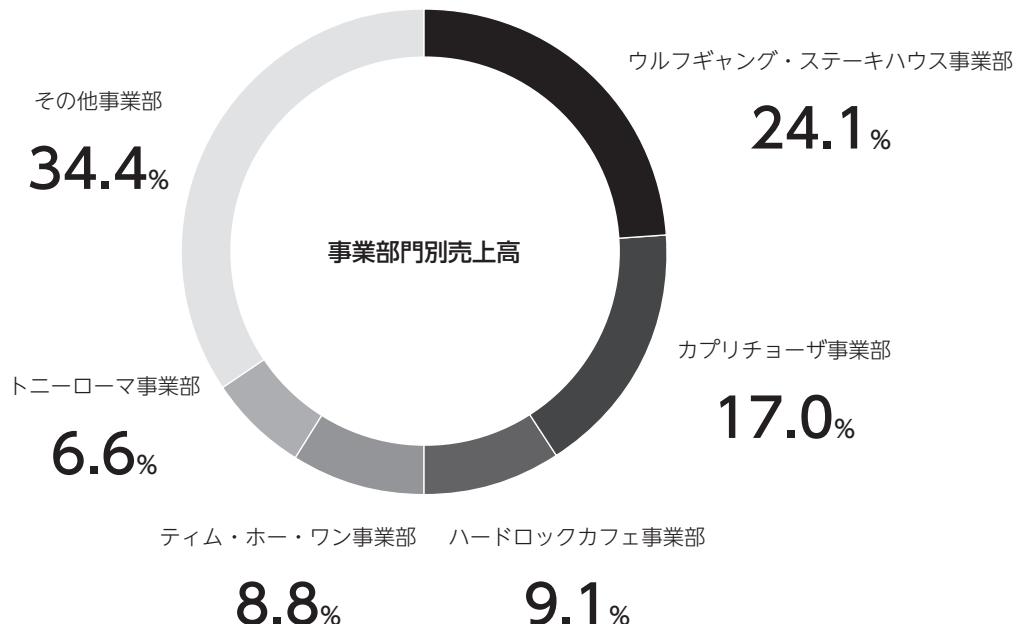
海外においては、「ティム・ホー・ワン」を米国カリフォルニア州のアーバインに1店舗出店いたしました。

フランチャイズ展開につきましては、海外において「カプリチョーザ」をベトナムに1店舗出店いたしました。

業績につきましては、主に国内において新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府及び自治体からの各種要請等を踏まえて行った店舗の臨時休業及び営業時間の短縮による店舗売上高の減少が大きく影響したことにより、売上高は29,876百万円（前期比0.3%増）、営業利益は406百万円（前期比75.9%減）、経常利益は360百万円（前期比79.1%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は622百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益394百万円）となりました。

上記のような業績の状況、当社グループを取り巻く経営環境及び今後の事業戦略等を総合的に勘案した結果、株主の皆様への期末配当につきましては、誠に申し訳なく存じますが、実施を見送させていただきました。当社といたしましては、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、業績の改善及び早期復配の実現に向けて、引き続き全力を注ぐ所存であります。

事業部門別売上状況



区分	第65期 (2019年3月期)		第66期 (当連結会計年度) (2020年3月期)		前期比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
ウルフギャング・ステーキハウス事業部	7,351,905	24.7	7,202,823	24.1	△149,082	△2.0
カプリチョーザ事業部	5,281,188	17.7	5,083,325	17.0	△197,863	△3.7
ハードロックカフェ事業部	2,605,483	8.7	2,717,387	9.1	111,903	4.3
ティム・ホー・ワン事業部	1,453,181	4.9	2,643,933	8.8	1,190,752	81.9
トニーローマ事業部	2,237,751	7.5	1,968,118	6.6	△269,632	△12.0
その他事業部	10,853,865	36.5	10,261,360	34.4	△592,504	△5.5
合計	29,783,375	100.0	29,876,949	100.0	93,573	0.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,365百万円（店舗賃借に係る保証金を含む）で、主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

ティム・ホー・ワン事業	Irvine店	開店
ティム・ホー・ワン事業	新宿サザンテラス店	開店
ウルフギャング・ステーキハウス事業	青山店	開店
ハードロックカフェ事業	京都店	開店
ハードロックカフェ事業	大阪店	改装
その他事業	フージンツリー コレド室町テラス店	開店
トニーローマ事業	Waikiki店	改装
カプリチョーザ事業	テラスモール松戸店	開店

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

その他事業	ERPシステム	5月稼働
-------	---------	------

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

カプリチョーザ事業	マルイファミリー志木店	閉店
カプリチョーザ事業	イオン箕面店	閉店
カプリチョーザ事業	六本木ヒルズ店	閉店
トニーローマ事業	Universal Citywalk店	閉店
カプリチョーザ事業	JR岡山駅店	閉店

(注) 海外子会社が運営する店舗は2019年12月31日現在の内容であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中にグループの所要資金として、金融機関より長期資金3,700百万円、共同出資者より長期資金20百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度の事業の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第63期 (2017年3月期)	第64期 (2018年3月期)	第65期 (2019年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	27,158,224	28,737,593	29,783,375	29,876,949
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	326,695	72,272	394,117	△622,250
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	51.60	11.42	62.25	△98.28
総資産 (千円)	12,801,758	12,835,448	13,283,512	12,886,721
純資産 (千円)	3,121,754	3,027,575	3,420,484	2,738,607
1株当たり純資産額 (円)	374.05	367.04	412.22	301.41

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第63期 (2017年3月期)	第64期 (2018年3月期)	第65期 (2019年3月期)	第66期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	628,364	518,490	864,353	518,816
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	20,701	164,721	397,314	39,510
1株当たり当期純利益 (円)	3.27	26.02	62.75	6.24
総資産 (千円)	2,032,226	2,121,475	2,443,061	2,629,867
純資産 (千円)	1,764,629	1,853,301	2,174,581	2,119,018
1株当たり純資産額 (円)	278.71	292.72	343.46	334.69

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社WDI JAPAN	10,000千円	100.0%	日本におけるレストラン事業及び加盟店の管理、海外加盟店の管理
WDI International, Inc.	12,000千米ドル	100.0%	米国におけるレストラン事業及び海外加盟店の管理
P.T. WDI Indonesia	500千米ドル	90.0%	インドネシアにおけるレストラン事業
味都特亞洲餐飲管理有限公司	28,700千香港ドル	100.0%	アジア諸地域におけるレストラン事業及び海外加盟店の管理
株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN	45,000千円	50.0%	日本におけるレストラン事業
WDI UK Ltd.	2,000千英ポンド	100.0%	英国におけるレストラン事業

(注) 1. 株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPANの出資比率には間接保有を含んでおります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の外食産業を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な景気後退が非常に大きく影響することが想定されるものの、現時点で見通すことは困難であり、先行き不透明な状況にあります。

当社グループにおいては、感染拡大に伴う政府及び自治体からの各種要請等を踏まえた臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされた店舗が多くございます。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大は収束の兆しすら見せず、この困難を乗り越え、正常な店舗運営を再開できるようにするかが最重要課題になると認識しております。

当社グループといたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止・収束に向けて最大限尽力するとともに、継続的に企業価値の向上に努めてまいります。なお、具体的な施策は以下のとおりです。

① 新型コロナウイルス感染拡大に対する企業の耐性強化

当社グループといたしましては、資金調達により現預金を手厚く保持し、経営の安定化を図るため、機動的に銀行借入を実行してまいります。また、賃料やロイヤリティの減免要請、不急の案件の先送り等コスト削減に努め、企業の耐性強化を図る方針です。

② コロナ禍の営業体制の構築

当社グループといたしましては、外食産業は社会インフラの一部を担っているものと認識し、出来る限りの営業を継続しております。営業を継続するにあたり、お客様と従業員の安全を第一に考え、従来よりも一段上げた安心安全対策について新たなガイド

ラインを設定し、感染予防、感染拡大防止に取り組んでおります。

また、コロナ禍で生じた生活環境の変化やそれに伴う消費者ニーズの多様化へ柔軟に対応するため、テイクアウトやデリバリーと言った店内でお食事をしていただく以外の領域において、既存の業態やメニューだけではなく新たな業態やメニューの開発にも取り組んでまいります。

③ 連結子会社を含めた経営管理体制の整備

当社グループは、かねてより安定的に付加価値を創出することのできる事業運営体制の整備を進めるため、積極的に海外展開を進めてまいりました。

今後も、国内及び海外で多種多様なブランドを幅広く展開している強みを生かし、状況に応じて最大限に収益を生み出せるように取り組んでまいります。

加えて、当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、国内及び海外の連結子会社を含むグループ全体の経営管理体制の整備・強化が重要な課題であると認識して、取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、様々な業態のレストランを運営しており、国内79店舗、海外20店舗の直営展開に加え、カプリチョーザ、トニーローマ、サラベス、巨牛荘、ストーンバーグ、ロメスパパルボア、GENについては、国内69店舗、海外12店舗のフランチャイズ展開を行っております。

出店の形態については次のとおりであります。

店舗名	店舗形態	国内			海外			合計
		直営	フランチャイズ	小計	直営	フランチャイズ	小計	
カプリチョーザ	カジュアルイタリアン レストラン	33	58	91	3	8	11	102
トニーローマ	バーベキューリブレストラン	1	7	8	6	—	6	14
ハードロックカフェ	エンターテイメント レストラン	9	—	9	—	—	—	9
パパ・ガンプ・シュリンプ	シーフードレストラン	3	—	3	1	—	1	4
カリフォルニア・ピザ・ キッチン	プレミアムピザ・ダイニング	1	—	1	—	—	—	1
エッグスンシングス	カジュアルハワイアン レストラン	7	—	7	1	—	1	8
センチュリーコート	会員制クラブレストラン	1	—	1	—	—	—	1
プリミ・バチ	トスカーナレストラン	1	—	1	—	—	—	1
ブリーズ・オブ・トウキョウ	バー&ダイニング	1	—	1	—	—	—	1
グランド・セントラル・オイ スター・バー&レストラン	シーフードレストラン	1	—	1	—	—	—	1
サラベス	アメリカンレストラン	5	—	5	—	3	3	8
ブヴェット	ガストロテック	1	—	1	—	—	—	1

店舗名	店舗形態	国内			海外			合計
		直営	フランチャイズ	小計	直営	フランチャイズ	小計	
巨牛莊	韓国焼肉レストラン	1	1	2	—	—	—	2
ストーンバーグ	石焼ハンバーグ&ステーキ レストラン	1	1	2	—	—	—	2
ロメスパ/アルボア	焼きスパゲティ専門店	3	2	5	—	—	—	5
サービスエリア	フードコート	1	—	1	—	—	—	1
うつけ	肉つけうどん	1	—	1	—	—	—	1
ティム・ホー・ワン	点心専門店	2	—	2	4	—	4	6
ウルフギャング・ステーキ ハウス	ステーキレストラン	5	—	5	1	—	1	6
フージンツリー	台湾料理	1	—	1	—	—	—	1
Taormina	モダンイタリアンレストラン	—	—	—	1	—	1	1
INAKAYA	炉端焼きレストラン	—	—	—	1	—	1	1
GEN	韓国風焼肉食べ放題	—	—	—	1	1	2	2
Appetito	イタリアンレストラン	—	—	—	1	—	1	1
合 計		79	69	148	20	12	32	180

(注) 海外子会社が運営する店舗は2019年12月31日現在の内容であります。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

当社	東京都港区六本木五丁目5番1号	株主総会参考書類
株式会社WDI JAPAN	本社：東京都港区六本木五丁目5番1号	
WDI International, Inc.	支社：大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号	
P.T. WDI Indonesia	21171 S.Western Avenue Suite 250 Torrance,CA 90501	
味都特亞洲餐飲管理有限公司	Komplek Pertokoan Kuta Center, Blok F1&F2JL. Kartika Plaza No.8X, Kuta- 80361P.O.Box 1005 Tuban Bali, Indonesia	
	36/F., Tower Two, Times Square 1 Matheson Street, Causeway Bay Hong Kong	
株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN	東京都港区六本木五丁目5番1号	

直営店舗

東京都	31店舗	【カプリチョーザ】5店舗 池袋東口店、イオン板橋店、アトレヴィ田端店、コピス吉祥寺店、町田モディ店 【トニーローマ】1店舗 六本木店 【ハードロックカフェ】3店舗 東京店、上野駅店、浅草店 【パパ・ガンプ・シュリンプ】2店舗 東京店、ららぽーと豊洲店 【エッグスンシングス】1店舗 ららぽーと立川立飛店 【センチュリーコート】1店舗 丸の内店 【プリミ・パチ】1店舗 吉祥寺店 【ブリーズ・オブ・トウキョウ】1店舗 丸の内店 【グランド・セントラル・オイスター・バー&レストラン】1店舗 品川店 【サラベス】3店舗 ルミネ新宿店、品川店、東京店 【ブヴェット】1店舗 日比谷店 【巨牛荘】1店舗 六本木店 【ロメスパバルボア】3店舗 日本橋室町店、虎ノ門店、霞ヶ関飯野ビル店 【うつけ】1店舗 霞ヶ関飯野ビル店 【ティム・ホー・ワン】2店舗 日比谷店、新宿サザンテラス店 【ウルフギヤング・ステーキハウス】3店舗 六本木店、丸の内店、青山店 【フージンツリー】1店舗 コレド室町テラス店
神奈川県	14店舗	【カプリチョーザ】8店舗 横浜元町店、戸塚店、横須賀モアーズ店、マルイファミリー溝口店、江ノ島店、イオンモール大和店、ラゾーナ川崎店、横浜みなとみらい店 【ハードロックカフェ】1店舗 横浜店 【エッグスンシングス】3店舗 横浜山下公園店、湘南江の島店、ラゾーナ川崎店 【カリフォルニア・ピザ・キッチン】1店舗 ラゾーナ川崎店 【ストーンバーグ】1店舗 ラゾーナ川崎店
埼玉県	4店舗	【カプリチョーザ】3店舗 ワカバウォーターフロント店、熊谷ティアラ店、さいたま新都心店 【エッグスンシングス】1店舗 さいたま新都心店

千葉県	4店舗	【カプリチョーザ】3店舗 ユーカリが丘店、酒々井プレミアム・アウトレット店、テラスモール松戸店 【ハードロックカフェ】1店舗 東京成田空港店
栃木県	2店舗	【カプリチョーザ】2店舗 宇都宮インターパークショッピングビレッジ店、佐野プレミアム・アウトレット店
群馬県	1店舗	【カプリチョーザ】1店舗 けやきウォーク前橋店
静岡県	1店舗	【サービスエリア】1店舗 ネオパーーサ浜松サービスエリア
愛知県	3店舗	【カプリチョーザ】2店舗 イオンモール岡崎店、エアポートウォーク名古屋店 【サラベス】1店舗 名古屋店
三重県	1店舗	【カプリチョーザ】1店舗 イオンモール鈴鹿店
京都府	1店舗	【ハードロックカフェ】1店舗 京都店
大阪府	11店舗	【カプリチョーザ】5店舗 リンクスウメダ店、イオンモール茨木店、イオンモールりんくう泉南店、ミューズ高槻店、ららぽーと和泉店 【ハードロックカフェ】2店舗 大阪店、ユニバーサル・シティウォーク大阪店 【ババ・ガンプ・シュリンプ】1店舗 大阪店 【エッグスンシングス】1店舗 ザ パーク フロント ホテル店 【サラベス】1店舗 大阪店 【ウルフギャング・ステーキハウス】1店舗 大阪店
兵庫県	1店舗	【エッグスンシングス】1店舗 神戸ハーバーランド店
奈良県	1店舗	【カプリチョーザ】1店舗 ならファミリー店
岡山県	1店舗	【カプリチョーザ】1店舗 イオンモール倉敷店
高知県	1店舗	【カプリチョーザ】1店舗 イオンモール高知店
福岡県	2店舗	【ハードロックカフェ】1店舗 福岡店 【ウルフギャング・ステーキハウス】1店舗 福岡店
カリフォルニア	2店舗	【トニーローマ】1店舗 Anaheim店 【ティム・ホー・ワン】1店舗 Irvine店
ニューヨーク	3店舗	【INAKAYA】1店舗 New York店 【ティム・ホー・ワン】2店舗 East Village店、Hell's Kitchen店
ハワイ	7店舗	【トニーローマ】2店舗 Waikiki店、TR Fire Grill店 【ウルフギャング・ステーキハウス】1店舗 Waikiki店 【ティム・ホー・ワン】1店舗 Waikiki店 【Taormina】1店舗 Waikiki店 【GEN】1店舗 Honolulu店 【Appetito】1店舗 Waikiki店
グアム	5店舗	【カプリチョーザ】3店舗 Tumon#1店、Tumon#2店、Agana店 【トニーローマ】2店舗 Tumon店、Agana店
バリ	2店舗	【トニーローマ】1店舗 Bali店 【ババ・ガンプ・シュリンプ】1店舗 Bali店
台湾	1店舗	【エッグスンシングス】1店舗 台北微風松高店

(注) 海外子会社が運営する店舗は2019年12月31日現在の内容であります。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ウルフギャング・ステーキハウス事業部	288 (306) 名	48名減 (35名増)
カプリチョーザ事業部	409 (771) 名	181名減 (83名増)
ハードロックカフェ事業部	142 (233) 名	92名減 (34名増)
ティム・ホー・ワン事業部	127 (144) 名	40名減 (20名減)
トニー・ローマ事業部	125 (168) 名	20名減 (2名増)
その他事業部	760 (1,119) 名	153名減 (196名増)
全社 (共通)	104 (34) 名	15名減 (11名増)
合 計	1,955 (2,775) 名	549名減 (341名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 海外子会社の使用人数については、2019年12月31日現在の人数を用いております。

3. 就業員数には、常用パート(月間23日勤務、1日8時間換算)を含めて計算しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6 (-) 名	- (-)	37.0歳	12.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,530,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,442,500千円
株式会社みずほ銀行	1,430,000千円
株式会社りそな銀行	655,000千円
株式会社あおぞら銀行	550,000千円
株式会社商工組合中央金庫	181,500千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,127,680株
 ② 発行済株式の総数 6,331,920株 (自己株式665株を含む)
 ③ 株主数 12,664名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Soken Corp.	1,512千株	23.9%
清水 洋二	1,006千株	15.9%
清水 謙	148千株	2.3%
VDI従業員持株会	110千株	1.7%
清水 宏子	67千株	1.1%
サントリー酒類株式会社	60千株	0.9%
麒麟麦酒株式会社	40千株	0.6%
孫 正義	36千株	0.6%
宮内 義彦	36千株	0.6%
森 佳子	36千株	0.6%

(注) 持株比率は自己株式 (665株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	清水 洋二	WDI International, Inc. 取締役 株式会社WDI JAPAN 代表取締役 WDI International, Inc. 取締役 P.T. WDI Indonesia コミッショナー
代表取締役	清水 謙	味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事長 WDI UK Ltd. 取締役 株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 代表取締役 株式会社プロネクサス 社外取締役
取締役	佐々木 智晴	管理本部本部長 株式会社WDI JAPAN 取締役 味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事 株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 監査役
取締役	堀 内 順	WDI International, Inc. 代表取締役 P.T. WDI Indonesia プレジデント・ダイレクター 味都特亞洲餐飲管理有限公司 董事 WDI UK Ltd. 代表取締役 株式会社Wolfgang's Steakhouse JAPAN 取締役
取締役	中 谷 巍	株式会社不識庵 代表取締役 株式会社スカパーJSATホールディングス 社外取締役
常勤監査役	結 繩 芳 哲	株式会社WDI JAPAN 監査役
監査役	加久田 乾一	アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役社長 渡辺パイプ株式会社 社外監査役
監査役	田 島 弓 子	ブランチ株式会社 代表取締役 レバレッジコンサルティング株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役中谷巌氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役結繩芳哲氏、監査役加久田乾一氏及び監査役田島弓子氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役結繩芳哲氏は、他社において財務経理部門の責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役加久田乾一氏は、監査法人における職歴が長く、豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役田島弓子氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と専門的な知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役中谷巌氏、常勤監査役結繩芳哲氏、監査役加久田乾一氏及び監査役田島弓子氏の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	135,075千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,800千円 (13,800千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	148,875千円 (17,400千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1997年5月29日開催の第43期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、1997年5月29日開催の第43期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中谷巖氏は、株式会社不識庵の代表取締役及び株式会社スカパーJSATホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役結縄芳哲氏は、株式会社WDI JAPANの監査役であります。なお、株式会社WDI JAPANは、当社の完全子会社であります。

監査役加久田乾一氏は、アイピーオー総合研究所株式会社の代表取締役社長及び渡辺パイプ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役田島弓子氏は、プラマンテ株式会社の代表取締役及びレバレッジコンサルティング株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	中 谷 巍	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。学識者及び他社の取締役の経験から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	結 縄 芳 哲	当事業年度に開催された取締役会15回、全てに出席し、監査役会13回、全てに出席いたしました。財務及び会計に関する豊富な経験と知見に基づき、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	加久田 乾 一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会13回、全てに出席いたしました。監査に関する豊富な経験と知見に基づき、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	田 島 弓 子	当事業年度に開催された取締役会15回、全てに出席し、監査役会13回、全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と知見に基づき、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

太陽有限責任監査法人	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社の子会社である、WDI International, Inc., P.T. WDI Indonesia及び味都特亞洲餐飲管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれら資格に相当する資格を含む)の監査を受けております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置付け、当社の企業理念、VDI行動規範を取締役ならびに全従業員が日々実践していくことで、職務遂行上においての倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。

代表取締役の直轄組織として内部監査室が内部監査を所管し、監査役との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部署・店舗が法令、定款、内部規程（規則）に従って適切かつ円満に職務執行されていることを確認の上、代表取締役に報告をするとともに、適切かつ有効な指導を行ってまいります。

補完体制として、社内通報規程に基づき「社内通報制度」の継続運用を行い、コンプライアンスによる相談窓口の設置を社内に広く認識させるとともに、通報した人が不利益を受けることを保障いたします。

当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断いたします。反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、企業を挙げて立ち向かい、反社会的勢力による被害の防止に努めてまいります。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」及び「稟議規程」に基づき適切に整理・保存・管理を行ってまいります。

子会社は「関連会社管理規程」に基づき定期的または必要に応じ、業績、財務状況、その他業務上の重要事項を当社に報告または承認を得ております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、過大なリスクを伴う不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し最小限に止めるなどの危機管理体制の整備を行ってまいります。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループは、原則として1ヶ月に1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行ってまいります。

業務遂行を円滑に行うため経営会議を開催して、取締役会における経営意思の決定や業務執行が的確かつ迅速に行える体制を構築いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行ってまいります。

子会社の年度予算及び中長期経営計画は当社の取締役会で承認し、計画の進捗状況に関して定期的に取締役会において報告を受けております。

グループ会社に関しても、内部監査室が定期的に監査を実施するとともに、業務の適正性を確保する体制を整備いたします。

⑥ 監査役を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて補助すべき使用人を置きます。当該使用人の評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性の確保を行ってまいります。

⑦ 監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に関しては、取締役その他使用人から指揮命令を受けず、主として監査役の指揮命令に従い職務を執行いたします。

⑧ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及びその子会社に関して業務上知り得た重要な事項について、ただちに監査役に報告する義務を負います。但し、それにより報告者が不利益を受けることがない体制を構築しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧や意思決定の過程や職務遂行に係る事項に関し、必要に応じて意見・質問などを述べてまいります。

また「内部監査規程」において内部監査室は、監査役との密接な連携を保つよう定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

当該費用の前払いまたは償還については、監査役の請求等に従い速やかに実施しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行っております。また、係るシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行つてまいります。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社内部監査室は年間計画に基づき、監査役との連携のもとで定期監査を実施しております。各部署・店舗、関連子会社の法令、内部規程（規則）に従った職務執行状況を確認し、代表取締役に報告、必要に応じて業務の改善指導を実施しております。また、コンプライアンス相談窓口の設置による社内通報制度の運用も継続的に実施しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会規程に基づき、月1回の定時取締役会を開催しております。適宜臨時取締役会も開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を実施しております。定時取締役会及び臨時取締役会の資料、議事録は「文書管理規程」に基づいて担当部署により作成され、セキュリティが保持された社内文書サーバ及び金庫に保管されております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制について

取締役会及び経営会議にて当社を取り巻くリスクについて認識し、適切な対応によるリスクの軽減、予防について検討しております。また、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を適宜開催しております。

④ 監査役の監査、職務執行について

当社監査役は当社の定時及び臨時取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社及びその関連子会社に関する重要な事項の報告を受け、適宜助言・提言などを述べるとともに、月1回の監査役会を開催し当社の経理システムならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。また、当社内部監査室と連携して監査を行うことで監査役監査の実効性確保を図っております。

4 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科	金額	科	金額
流動資産	5,248,533	流動負債	4,941,959
現金及び預金	3,153,303	買掛金	580,261
売掛金	512,311	1年内返済予定の長期借入金	2,308,500
たな卸資産	814,976	未払金	754,445
預け金	338,616	未払費用	481,389
その他の	432,572	未払法人税等	128,617
貸倒引当金	△3,247	賞与引当金	290,394
固定資産	7,638,188	販売促進引当金	23,400
有形固定資産	4,966,786	資産除去債務	44,900
建物及び構築物	3,858,979	その他の	330,050
工具、器具及び備品	804,434	固定負債	5,206,154
土地	232,941	長期借入金	4,499,500
建設仮勘定	53,605	繰延税金負債	14,255
その他の	16,826	退職給付に係る負債	27,932
無形固定資産	228,748	その他の	664,466
その他の	228,748	負債合計	10,148,114
投資その他の資産	2,442,652	純資産の部	
敷金保証金	1,696,513	株主資本	2,067,144
繰延税金資産	335,375	資本金	585,558
その他の	411,085	資本剰余金	588,655
貸倒引当金	△321	利益剰余金	893,571
資産合計	12,886,721	自己株式	△641
その他の包括利益累計額		△158,815	
為替換算調整勘定		△158,815	
非支配株主持分		830,278	
純資産合計		2,738,607	
負債純資産合計		12,886,721	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年4月1日から）
（2020年3月31日まで）

(单位：千円)

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日 残高	585,558	588,655	1,579,504	△537	2,753,180
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	31,287	—	31,287
会計方針の変更を反映した当期首残高	585,558	588,655	1,610,791	△537	2,784,467
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△94,969	—	△94,969
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△622,250	—	△622,250
自己株式の取得	—	—	—	△103	△103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△717,219	△103	△717,323
2020年3月31日 残高	585,558	588,655	893,571	△641	2,067,144

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日 残高	△143,296	△143,296	810,601	3,420,484
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	4,582	35,870
会計方針の変更を反映した当期首残高	△143,296	△143,296	815,183	3,456,354
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△94,969
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	△622,250
自己株式の取得	—	—	—	△103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△15,518	△15,518	15,095	△423
当期変動額合計	△15,518	△15,518	15,095	△717,747
2020年3月31日 残高	△158,815	△158,815	830,278	2,738,607

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科	金額	科	金額
流動資産	494,048	流動負債	330,699
現金及び預金	400,342	関係会社短期借入金	239,994
売掛金	74,823	未払金	29,039
たな卸資産	1,416	未払法人税等	18,638
前払費用	1,213	未払消費税等	14,980
未収入金	14,776	前受収益	18,128
その他の	1,475	賞与引当金	5,799
固定資産	2,135,818	その他の	4,120
有形固定資産	244,088	固定負債	180,150
建物及び構築物	204,552	預り保証金	180,150
車両運搬具	7,141	負債合計	510,849
工具、器具及び備品	4,452	純資産の部	
土地	27,941	株主資本	2,119,018
無形固定資産	54,994	資本金	585,558
借地権	48,000	資本剰余金	588,655
商標権	6,994	資本準備金	588,655
投資その他の資産	1,836,736	利益剰余金	945,445
関係会社株式	1,758,454	利益準備金	12,418
長期前払費用	24,489	その他利益剰余金	933,027
敷金保証金	536	繰越利益剰余金	933,027
繰延税金資産	2,941	自己株式	△641
その他の	50,635	純資産合計	2,119,018
貸倒引当金	△320	負債純資産合計	2,629,867
資産合計	2,629,867		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売上高			518,816
売上原価			14,079
売上総利益			504,736
販売費及び一般管理費			442,366
営業利益			62,370
営業外収益			1,286
営業外費用			565
経常利益			63,091
特別利益			3,284
特別損失			5,438
税引前当期純利益			60,936
法人税、住民税及び事業税			19,893
法人税等調整額			1,533
当期純利益			39,510

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本等変動計算書						自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本		利益		本				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金合計					
2019年4月1日 残高	585,558	588,655	588,655	12,418	988,486	1,000,905	△537	2,174,581		
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△94,969	△94,969	—	△94,969		
当期純利益	—	—	—	—	39,510	39,510	—	39,510		
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△103	△103		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	—	—	—	—	△55,459	△55,459	△103	△55,563		
2020年3月31日 残高	585,558	588,655	588,655	12,418	933,027	945,445	△641	2,119,018		

	純合資産計
2019年4月1日 残高	2,174,581
当期変動額	
剰余金の配当	△94,969
当期純利益	39,510
自己株式の取得	△103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△55,563
2020年3月31日 残高	2,119,018

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社WD I
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 達哉 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 浩巳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社WD Iの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WD I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に伴い、2020年3月中旬に、各國政府より、外出規制、行動制限及び活動の自粛要請があったことから、連結子会社が運営する国内外の店舗は出店している商業施設の休業、時間短縮営業の影響等を受けており、この状況が5月中も継続し、6月以降も12月までは外出自粛の影響が一定程度継続するものと仮定している。

会社は、当連結会計年度における会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性、減損損失の判定）について、上記の仮定を加味している。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に伴い、連結子会社が運営する国内外の店舗は売上高減少等の影響を受けています。これにより、会社の経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があるが、会社は、その影響額については精査中であり、現時点で算定することは困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社WD I
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井 達哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩巳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社WD Iの2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に伴い、連結子会社が運営する国内外の店舗は売上高減少等の影響を受けている。これにより、会社の経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があるが、会社は、その影響額については精査中であり、現時点で算定することは困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社や営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）、及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社WD | 監査役会

常勤監査役 結 繩 芳 哲 印
監 査 役 加久田 乾 一 印
監 査 役 田 島 弓 子 印

(注) 常勤監査役結縄芳哲、監査役加久田乾一及び監査役田島弓子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メモ

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館



交通のご案内

東京メトロ日比谷線	「六本木駅」	(3番出口)	徒歩10分
都営地下鉄大江戸線	「六本木駅」	(3番出口)	徒歩10分
都営地下鉄大江戸線	「麻布十番駅」	(7番出口)	徒歩5分
東京メトロ南北線	「麻布十番駅」	(4番出口)	徒歩8分

駐車場の準備はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ先 株式会社WD | 電話 03-3404-3704

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。